

労働条件自主点検表

この点検表は、御社の労務管理が労働基準法等に照らして問題ないかを自ら点検し、問題あれば自主的に改善するきっかけとしていただくためのものです。それぞれの設問の回答のうち、御社に当てはまるものを選んでください（各項目に関する法の定めについては、3ページを御覧ください）。

自主点検した結果は、別紙「**労働条件に関する自主点検結果報告書**」に転記の上、同封の返信用封筒を用いて**9月14日（金）**までに、御返送いただきますようお願いいたします。

なお、下記のWebサイトからも、ユーザーID及びパスワード（自主点検結果報告書に記載しています）を入力することにより、自主点検結果の報告ができます。当該Webサイト上で回答を送付された場合は、別紙の自主点検結果報告書の返送は必要ありません。

【Webサイトからの回答はこちら】

労働条件自主点検（WEBによる回答）特設サイト スマホでもタブレットでも

URL <https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/tenken/login.php>



I 労働時間、時間外労働に関する事項

1. 所定労働時間（3ページI-1参照）

1週間の所定労働時間は、何時間に定めていますか（休憩時間は含みません）。

40 時間以下	1
40 時間を超え 44 時間以下	2
44 時間を超えている	3

- (ア) 労働者数 10 人未満の商業・接客娯楽業等の事業場
…3の場合は改善が必要です。
- (イ) 上記(ア)以外の事業場
…2、3の場合は改善が必要です。

2. 休日（3ページI-2参照）

会社の休日をどのように定めていますか。

週休2日制	完全（毎週）	1
	月3回	2
	隔週	3
	月1～2回	4
週休1日制	週1日	5
その他	4週4日	6
	4週3日以下	7

（7については改善が必要です）

【次ページへつづく】

3. 時間外労働・休日労働に関する協定（3ページ I-3参照）

法定労働時間を超える時間外労働および法定休日における休日労働を行わせる場合に、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ていますか。また、この協定の締結に当たっては、「時間外労働の限度に関する基準（※下の表を参照）」に適合したものとなっているようにしていますか。

時間外労働・休日労働はない	1	
時間外労働・休日労働がある	「時間外労働の限度に関する基準」に適合した協定を締結して届け出ている	2
	協定を締結して届け出ているが、協定内容が「時間外労働の限度に関する基準」に適合していない	3
	協定を締結していない、または締結しているが届け出していない	4

（3、4については改善が必要です）

※「時間外労働の限度に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）（単位：時間）

	1週間	2週間	4週間	1か月	2か月	3か月	1年
一般労働者	15	27	43	45	81	120	360
1年変形制	14	25	40	42	75	110	320

注1) 「1年変形制」とは、対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者のことです。

注2) 「一般労働者」とは、「1年変形制」以外の労働者のことです。

II その他労働条件に関する事項

1. 労働条件の明示（3ページ II-1参照）

労働契約を締結するとき、賃金、労働時間、退職（解雇の事由を含む）などの労働条件を労働者に明示していますか。その場合、賃金、労働時間等に関する事項について書面を交付していますか。

労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	1
労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している	2
労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	3
労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	4
労働契約締結時には労働条件を明示していない	5

（3～5については改善が必要です）

2. 最低賃金（3ページ II-2参照）

事業場で最も賃金の低い労働者（※）の1時間当たりの賃金額は、いくらですか。

最も賃金の低い労働者の1時間当たりの賃金額	円
-----------------------	---

（※）最低賃金減額特例許可を受けている者を除く。時間給の者でない場合は、3ページ II-2を参照し、1時間あたりに換算した額を記入。

3. 就業規則（3ページ II-4参照）

労働条件の具体的な内容（労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の決定・支払い方法、解雇を含む退職に関する事項など）を定めた「就業規則」を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。

常時使用する労働者が10人未満である（就業規則の作成・届け出の義務はありません）	1	
常時使用する労働者が10人以上いる	就業規則を作成して監督署に届け出ており、内容も実情に合っている	2
	就業規則を作成して監督署に届け出ているが、内容が実情に合っていない	3
	就業規則を作成しているが、監督署には届け出していない	4
	就業規則を作成していない	5

（3～5については改善が必要です）

III セミナー及び個別訪問の参加希望

1. セミナーへの参加

労務管理のポイントを分かり易く説明するセミナーを開催いたしますので、セミナーには、できる限り御参加ください。希望するセミナーの日時を御記入してください。

2. 個別訪問

個別訪問を希望される場合は、希望欄を●で塗りつぶしてください。

◎ 自主点検項目は以上です。御回答ありがとうございました。

I 労働時間、時間外労働に関する事項

項目	労働基準法(以下「法」といいます)の規定・その他
1 所定労働時間	一般に所定労働時間とは就業規則等において労働者が契約上労働すべき時間として定められた時間をいいます。 週の法定労働時間は40時間です(法第32条)。ただし、特例措置対象事業場として労働者数10人未満の商業、映画・演劇業(映画製作業を除く)、保健衛生業および接客娯楽業については、週44時間となっています(法第40条)。
2 休日	休日は少なくとも毎週1日、または4週間を通じ4日を与えなければなりません(法第35条)。
3 時間外労働・休日労働に関する協定	労働者に、法定労働時間を超える時間外労働および法定休日における休日労働を行わせる場合には、過半数代表者等と時間外労働・休日労働に関する協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません(法第36条第1項)。

II その他労働条件に関する事項

項目	労働基準法(以下「法」といいます)の規定・その他
1 労働条件の明示	労働契約の締結時には、労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む)、安全衛生などの労働条件を明示しなければなりません。特に、①労働契約期間②就業の場所、従事すべき業務③始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無、休憩時間・休暇・交替制に関する事項④賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締め切り・支払いの時期、⑤退職に関する事項(解雇の事由を含む)については、書面を交付しなければなりません(法第15条)。
2 最低賃金	<p>最低賃金には次の賃金を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 臨時に支払う賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払う賃金(賞与など) ③ 所定外・休日・深夜の労働に対して支払う割増賃金 ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 <p>【支払う賃金額(時間額)と最低賃金額の比較方法】</p> <div style="text-align: center;"> $\left[\begin{array}{c} \text{時間によって定められた賃金(時間給)} \\ + \left(\begin{array}{c} \text{日、週、月等によっ} \\ \text{て定められた賃金} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{その期間における所定労働時間数(日、} \\ \text{週、月によって所定労働時間数が異なる} \\ \text{場合には、それぞれ1週間、4週間、1年} \\ \text{間の平均所定労働時間数)} \end{array} \right) \end{array} \right] \geq \text{最低賃金額}$ </div>
3 就業規則	常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません(法第89条)。

【次ページへつづく】

Ⅲセミナー及び個別相談の参加希望

1. 集団的な相談指導会のご案内

下記の日程で、労務管理に関するセミナー形式による相談指導会を行います。

労務管理に関する基本的な事項について分かり易く解説いたします。奮って御参加ください。

参加費は無料です。参加申込みは、

- Web 回答される方⇒セミナー参加を希望するにチェックを入れた方に、セミナーのご案内を送付します。
- 紙で回答される方⇒提出される自主点検結果報告書にて参加希望の記載をされた方に、セミナーのご案内を送付します。

【集団的な相談指導会の開催地、日時】

番号	開催地	会場	日付	時間
①	南砺市	福野文化創造センター ヘリオス	平成 30 年 10 月 25 日(木)	13:30~15:30
②	富山市(北)	富山県民共生センター サンフォルテ	平成 30 年 10 月 26 日(金)	13:30~15:30
③	黒部市	黒部市宇奈月国際会館セレネ	平成 30 年 10 月 18 日(木)	13:30~15:30
④	高岡市	高岡市生涯学習センター	平成 30 年 10 月 30 日(火)	13:30~15:30
⑤	氷見市	氷見市ふれあいスポーツセンター	平成 30 年 11 月 1 日(木)	13:30~15:30
⑥	滑川市	滑川市民交流プラザ	平成 30 年 11 月 2 日(金)	13:30~15:30
⑦	小矢部市	小矢部市総合会館	平成 30 年 11 月 13 日(火)	13:30~15:30
⑧	富山市(北)	富山県民共生センター サンフォルテ	平成 30 年 11 月 14 日(水)	13:30~15:30
⑨	高岡市	高岡市生涯学習センター	平成 30 年 11 月 20 日(火)	13:30~15:30
⑩	富山市(南)	八尾コミュニティセンター	平成 31 年 1 月 16 日(水)	13:30~15:30
⑪	高岡市	高岡市生涯学習センター	平成 31 年 1 月 29 日(火)	13:30~15:30

【集団的な相談指導会場】

- | | | |
|--------------------|--------------|------------------|
| ●氷見市ふれあいスポーツセンター | 氷見市鞍川 43-1 | TEL 0766-74-8500 |
| ●福野文化創造センター ヘリオス | 南砺市やかた 100 | TEL 0763-22-1125 |
| ●富山県民共生センター サンフォルテ | 富山市湊入船町 6-7 | TEL 076-432-4500 |
| ●黒部市宇奈月国際会館セレネ | 黒部市宇奈月温泉 6-3 | TEL 0765-62-2000 |
| ●高岡市生涯学習センター | 高岡市末広町 1-7 | TEL 0766-20-1800 |
| ●滑川市民交流プラザ | 滑川市吾妻町 426 | TEL 076-476-5500 |
| ●小矢部市総合会館 | 小矢部市城山町 1-1 | TEL 0766-67-4500 |
| ●八尾コミュニティセンター | 富山市八尾町井田 126 | TEL 076-454-6555 |

2. 個別訪問のご案内

- 自主点検において「改善が必要です。」となった事業場については、社会保険労務士等の個別訪問による相談指導（無料）も行っています。ただし、個別訪問の対象事業場数は上限があることから、希望に全てお応えできないこともあります。
- 個別訪問は、改善の必要性の高い事業場が優先されます。
- また、事業場が「希望する」にマークを入れられない場合でも、必要性・緊急性があると判断した場合には、御訪問の御連絡をして、相談させていただくことがあります。

【この自主点検表及び集団的な相談指導会に関するお問い合わせはこちら】

ランゲート株式会社

(お問い合わせ専用ダイヤル) 050-5576-3342 (平日 9 時~12 時、13 時~17 時)

〒604-8141 京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4F